

崇仁保育所の移管を希望される法人の方々へ ～京都市崇仁保育所育成会（保護者会）からのお願い～

今回の移転・民営化は、私たちの希望によるものではありません。

平成 29 年 1 月に突如、京都市立芸術大学の移転に伴い、崇仁保育所の移転と同時に民営化の方針が発表されてから、私たち保護者は民営化に反対してきました。保護者は今の市営保育所の保育の質に満足しています。さらに、移転と同時の民営化は、子どもにとって「環境」と「人」という保育に必要な要件双方の大きな変化をもたらすものであり、子どもに多大なストレスを与えると、発達心理学の専門家の指摘もあったためです。

また、これまで崇仁保育所は下京区の保育拠点として、障害児・外国に文化的背景を持つ子どもなど、他の保育園での受け入れが難しい配慮が必要な子どもの受け入れを積極的に行ってきました。そうした受け入れは、下京区のみならず、区をまたいで行われています。しかし、崇仁保育所が民営化すれば、下京区には公営保育所が無くなります。受け入れが難しい子どもに対する京都市の対策が不十分である以上、移管ではなく、市営のまま維持してほしいというのが保護者の要望でした。

移転についても、反対が多く、現在の崇仁保育所での継続を望む声が多くありました。しかし、現在の幼児棟が老朽化し耐震性が不十分であるという京都市の説明に、子どもたちの安全と健やかな成長を願う保護者としては、移転については仕方がないものと気持ちの折り合いをつけた状態です。移転によって子どもをとりまく環境が大きく変わるならば、せめて市営保育所のまま移転をしてほしい、民営化の方針が変わらないのならば、それを知らされずに入所した児童がすべて卒園するまで民営化は待ってほしい、と保護者は訴えを重ねてきました。

しかし、京都市によって民間移管は決定されました。さらに、移転先の敷地は、様々な制約がかかるもので、子どもたちが自由に使用できる部分は想像していた以上に狭いことをほとんどの保護者は知ったばかりです。子どもたちが移転先の新しい環境で窮屈な思いをし、多大なストレスを抱えるのではないかという不安は大きくなるばかりです。

大切な子どもたちのために、移管先の法人には、新園舎・園庭の整備に関して最大限の配慮をし、最良の環境を準備すること、そして保護者の思いに寄り添い、市営保育所の質の高い保育を継続して実践することを、最低限の義務として行ってください。

この要望書に記載のことが「理解できない」「実践できない」のであれば、応募はお控えください。

1. 移管決定前（平成28年度時点）の崇仁保育所の保育内容・保育水準を維持し続けること

2. 障害のある子ども（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども（疑いのある子を含む）、持病がある子ども、アレルギーのある子ども、外国に文化的背景を持つ子ども、など、一定の配慮が必要な子どもの入所を絶対に断らないこと。

3. 障害のある子どもの受け入れについては、市営保育所と同じ受け入れ割合を維持すること。

4. 外遊びや散歩によって、子どもが体を動かす機会を多く設け、様々な経験を積ませるようにすること。

5. 遊びや工作は個々の子どものペースや個性を尊重し、心の成長を促すような質の高い保育をすること。

6. 給食とおやつは、国産の安全な食材を用いて、自園での手作り調理を維持すること。

7. 特定の宗教教育・保育は行わないこと。神社や寺院が含まれる散歩コースや食事など、宗教上の制約があるものについては、保護者に確認の上、変更するなどの配慮を行うこと。

崇仁保育所の現在と、今後の保護者の要望

- 1. 新園舎、園庭などの整備について**
- 2. 配慮が必要な子どもの保育**
- 3. アレルギー対応と宗教食対応**
- 4. 保護者の負担について**
- 5. 日常の保育（生活に関する内容）について**
- 6. 日常の保育（運動・遊び）について**
- 7. 保育所の行事について**
- 8. 給食・おやつ・食育について**
- 9. 保育士とのコミュニケーションについて**
- 10. 保育体制について**
- 11. 健康管理・安全管理について**
- 12. 一時保育について**
- 13. 保育時間・土曜保育・延長保育について**
- 14. 保護者会について**
- 15. 共同保育・引き継ぎについて**
- 16. 保護者との対話**

【1. 新園舎、園庭などの整備について】

保護者は、現在の崇仁保育所の敷地面積に比べ、移転先の敷地はかなり狭くなることで、子どもたちが窮屈な思いをするのではないか、ひどいストレスを感じるのではないかと心配しています。整備には、子どもたちが気持ちよく過ごせるように、最大限の配慮をお願いいたします。

- 新園舎は子どもが気持ちよく過ごせるように、外光・外気を取り入れ、明るく作って下さい。
- 園庭は、子どもがのびのびと遊べるように、なるべく広いスペースが確保できるように、配慮して作って下さい。崇仁保育所の子どもたちは、サッカー・転がしドッジなど、思いっきり駆け回る遊びが大好きです。
- 保育室は、自由遊びの時間には子どもが自分で遊びを選択・実行できるように、絵本・机・積み木・ままごと・畳など各コーナーごとのスペースを十分に確保し、安全に配慮した空間作りをお願いします。
- 花や野菜を育てたり、虫取り・砂場遊び、水を使った遊びなども、子どもたちは楽しみにしています。木を植えたり、花壇やプランターを置く場所、砂場・水場を確保するなど、緑が多い中で自然を感じて生活できるように配慮してください。
- プールは、現在と同規模の常設プールを設置してください。
- 安全面（不審者への対策、衛生面など）に配慮してください。
- 送迎のための駐車スペースを現状レベルで確保してください。

【2. 配慮が必要な子どもの保育】

崇仁保育所に在籍する子ども、過去に在籍した子どもの中には、重い障害や持病、外国籍であることを理由に複数の民間保育園で保育を断られた経験を持つ方が何人もいます。崇仁保育所は、下京区のみならず区をまたいで、こうした子どもの受け皿としての役割を果たしてきました。

この地域の保育拠点としての役割を継続して引き継いでください。

- 障害のある子ども（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども（疑いのある子を含む）、持病やアレルギーのある子ども、外国に文化的背景を持つ子ども、など、一定の配慮が必要な子どもを積極的に受け入れてください。
- 障害のある子どもの受け入れについては、市営保育所と同じ受け入れ割合を維持してください。
- 他の関係機関（児童発達センター等）との連携を続け、必要な社会福祉サービスを各家

庭が漏れずに受けられるよう、社会福祉全般に詳しい職員の配置を、現状通り継続してして維持してください。

●持病のある子どもの保育については、むやみに運動や遊びを制限するのではなく、保護者と相談の上、他の子どもと一緒に様々な経験ができ、体調を見て保育士が休憩や中断などの判断をできるように、配慮してください。

(※現在、心臓に持病のある子どもがいますが、普段は他の子どもと同じように保育されています。保育士は、他の子どもとぶつかってしまった時や、冬場のくちびるの色など、体調を観察した上で、中断などの判断をしてくださっています。)

●配慮が必要な子どもについて、保育士全員が情報を共有した上で、保育所全体で見守る体制を継続して維持してください。

【3. アレルギー対応と宗教食対応】

崇仁保育所では、アレルギーや宗教上の事情をもつ家庭と毎月食材チェックを行い、チェック表を親と担任がダブルチェックして、除去や代替食材を決めています。一旦決まった除去食でも、「クリスマスやひなまつりなどのイベントメニューはみんなと同じ物にしてほしい」「代替にこんな食材がある」と言えば、再検討してくださっています。もちろん安全第一ですが、みんなと同じ物を食べて育まれる心の食育も大切にしています。個々の事情を尊重し、柔軟な対応を継続してください。

●宗教・アレルギーの食べ物制約がある給食メニューを検討する給食会議を残してください。その際、外国人の家庭に対しては、日本語ではなく英語等に翻訳するなどのきめ細かい対応をして、保護者が代替食を用意していく必要がないように配慮してください。

●アレルギー対応食は、保護者と相談の上で、内容を決めてください。アレルギー対応給食や宗教対応給食でも、疎外感を感じることなく、仲間意識を持てるように、できるだけ他の子と同じメニューが食べられるように配慮してください。

【4. 保護者の負担について】

今まで以上に保護者の負担（費用・労力など）を増やさないでください。

●雑費費用負担は、現状を越える負担を課さないでください。

※現在、幼児については、粘土・16色クレヨン・のりを年度始めに各保護者が用意することになっています。また、希望者には定期的に写真の申し込み・販売（1枚40円）を行っています。

●保護者にこれまで以上の労力の負担を課さないでください。

※現在、夏祭りは育成会（保護者会）が準備・運営しています。それ以外の行事の準備・備品の製作の強要はやめてください。

●お昼寝布団、制服、指定カバン、体操服、指定帽子など、これまでにない備品の購入はさせないでください。

●お迎えに遅れた場合の追加料金等を求めないでください。

●やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議の上、過半数の保護者の同意を得て実施してください。

【5. 日常の保育（生活に関する内容）について】

昼寝

崇仁保育所では、平成28年度の入所児童まで、お昼寝用の布団は保育所が用意し、保護者はバスタオル2枚を持ち込むことでお昼寝環境を確保していました。しかし京都市の性急な改悪により、平成28年秋以後の入所児童から、昼寝布団を保護者が用意し、毎週送迎の際に運ぶ負担を強いられています。徒歩や自転車の保護者が布団を持って通うのは、1人分でも大変で、複数の児童分持って行くのはさらに困難で危険です。大部分の保護者は、この規定に反発しています。

●昼寝用の布団は、保育園で用意し、業者による定期的な殺菌を行ってください。

●保護者の負担は、平成28年度時点での、バスタオル2枚で維持してください。

●お昼寝の間も、保育士がしっかりと見守りをしてください。

排泄

トイレトレーニングは、子どもの個々の発達に合わせて進めてください。

トレーニング中、昼寝のおねしょやお漏らしが続いても、崇仁保育所の先生方は、子どもを叱ったり保護者に苦情を言ったりせず、むしろ目が届かなかったことをあやまってくれました。子どもの成長を見守ってくれるその気持ちを、引き継いでください。

●トイレトレーニングは、個々の子どもの発達に合わせて進めてください。

●お漏らしをした時、服の下洗いをして、ビニール袋に分けていれてくれます。帰宅後に洗濯する時に、とても助かります。ぜひ、続けてください。

●紙オムツと布オムツを保護者が選択できるように引き継いでください。

●なお、紙オムツの廃棄を検討してほしいという声がありました。（現在はすべて保護者が持ち帰ることになっています。）

着替え・服装

崇仁保育所では、着替えの進め方を教えてくれるので、保育所と同じように家でも個々の成長を見守りつつ進めることができます。また、自分で着替えを選んだり、子どもの自主性を尊重してくれています。また、遊びの予定に合わせて「明日は汚れてもよい服装でお願いします」などの連絡があり、配慮が感じられました。こうした姿勢を引き継いでください。

●年中半袖と半ズボンなど、特定の服装をルール化するのはやめてください。キャラクターものの着用を制限したり、制服・制帽などを強制するのもやめてください。

【6. 日常の保育（運動・遊び）について】

運動・体を動かす遊び・散歩

崇仁保育所では、晴れの日には広い園庭で外遊び、雨の日にはホールで体を動かし、夏は週3回プールの日を儲けていました。

園庭では、ボール遊び・鬼ごっこ・竹馬など、体を動かす遊びを積極的に行い、裸足になって砂場で遊んだり、水を流して川を作ったり、冬は氷を触ったり、汚れを気にせず活発に遊ぶことができました。緑が多い中で、虫取りをしたり、ドングリを拾ったり、花や野菜を育てるなど自然に触れる経験もできました。

また、散歩の機会も多く、コースも色々あって飽きさせず、季節感を感じられるように考えられていました。雨上がり後に園庭がぬかるんでいる時は、急遽予定を変更して散歩に出かけるなど、先生方の配慮も見られました。

私たち保護者は、これまで広い園庭を駆け回り、のびのびと生活できていた子どもたちが、移転先によって敷地が極端に狭くなることで、外遊びも十分に出来ず、窮屈な思いをするのではないかと、部屋の中に閉じこもってばかりの保育にならないかと心配しています。これまで通り、子どもたちが生き生きと過ごせるように、配慮をお願いします。

●子どもたちの成長にとって、外で自然に触れ、のびのびと体を動かすのはとても大切なことです。毎日、園庭や散歩（雨天時はホール）で体を思いっきり動かす時間を設けてください。

●子どもの月齢や発達に合った遊びを積極的に行ってください。

●裸足や泥んこ遊びをしたがる子どもの意思を尊重してください。

●夏のプールは各クラス週3回で続けてください。

●夏場、プールがない日は、外遊びのあと、シャワーを使ってください。

●崇仁保育所では、近隣の公園4か所、鴨川沿いの桜並木、高瀬川沿いの遊歩道、消防署、児童館、渉成園、京都駅（クリスマスの飾り）など、様々な散歩コースがありました。安全を考え、子どもが自然に触れたり、色々な楽しみを見つけられるような、散歩コースを考えてください。

●1週間の遊び・運動のスケジュールの貼り出しは、子どもの体調や天候を考慮して服装を選ぶなど、保護者にとっても有用な情報です。継続して行ってください。

屋内での遊び・工作

崇仁保育所では、遊びや工作の機会を多く持ち、季節の遊びや、身近なものを使った工作、クラス全体でのものづくりなど、季節を感じながら、それぞれの発達の段階に合わせた保育が行われています。特に夏場は、シャワーを使用することもあり、絵の具遊びや感触遊びなど、汚れを気にせず、家ではできない経験をさせてもらっています。

また、自由遊びの時間もあり、積み木・粘土・ブロック・折紙など個々の興味に合わせて、自由に作品を作ったり、友達と協力したりと、子どもの自主性も大切にされています。さらに、コーナーごとに、絵本・机・積み木・ままごと・畳などのスペースが与えられ、子どもが自分の意志で遊びを選択し、やりとげられる空間と時間が確保されています。

絵本・紙芝居の読み聞かせや、歌も大好きで、毎日楽しんでいきます。

また、保育所内で、カメ・金魚などの生き物を飼育し、カブトムシや蝶の幼虫をつかまえて成長を観察したり、花や野菜を育てたり、自然に触れる機会もあります。

また、子どもたちの作品が日常的に保育室や廊下に展示してあり、日ごろの作品をまとめた絵画展を保育所で年に1回開催するなど（平成29年度は木・金・土の3日間開催）、子どもたちの創作意欲を高め、他の子どもからの刺激を受ける場が設けられています。

こうした、子どもたちの個性を尊重し、様々な経験を積める保育を維持してください。

●個々の子どもの発達や興味を尊重してください。

●自由遊びの時間を設けてください。

●友達と協力する遊び（カルタ・すごろくなど）や、季節の遊び（たこ揚げ・こままわしなど）を取り入れてください。

●既製品のおもちゃだけではなく、身近なもので手作りしても十分に楽しめるように工夫してください。（ビニール袋のたこ、ペットボトルキャップのこま、ドングリを使ったマラカスなど）

●ドングリや松ぼっくりなど季節もの、牛乳パック・ペットボトルなど身近なものを使った工作も子どもたちは大好きです。創作意欲を刺激する材料を用意してください。

●絵の具遊び・感触遊び（寒天・小麦粘土・氷）など、家でできない色々な経験をさせてもらって満足しています。ぜひ引き継いでください。

●生き物の飼育・観察、植物の世話など、自然の中からのちを学ぶ機会をつくってください。

さい。

- 積極的な子もいれば、のんびりな子どももいます。無理に集団活動に引きずり込まず、その子のペースに合わせて、個性を尊重してください。
- 英語・音楽などの外部講師を招いたり、小学校の予備的な学習など、プログラム教育を私たちは望んでいません。

異年齢交流

崇仁保育所では、幼児は「フルーツの日」と称して、クラスを越えてグループごとに遊びや散歩を行う機会が設けられています。先輩と遊ぶことで新しい学びや興味を得たり、後輩と関わることで相手に合わせたり譲ったりする経験をし、共生するスキルを身につけています。運動会では、このグループごとに協力して行う競技もあります。

また、普段の園庭遊びやリズム遊びでも異年齢保育が実施され、年長児クラスで制作したSLや商店街に年中・年少児が招待されて遊びや買物に行くなど、様々な交流を持っています。

こうした交流を継続して行ってください。

【7. 保育所の行事について】

崇仁保育所では、運動会・生活発表会など、保護者が子どもたちの成長を喜びあえる行事や、遠足や芸術鑑賞など様々な経験ができる行事があります。どの行事も、子どもたちは楽しみにしています。太鼓や親子リレーなど、年長児の姿を見て、自分も年長クラスになった時にやりたい！と楽しみにしている子どももいます。現在の崇仁保育所の行事や、毎年恒例になっていて、子どもが楽しみにしているものは、変わらずに続けていってください。

- 基本的に、現在の保育所の行事を引きついでいただくようにお願いします。
- 音楽コンサート・人形劇など、芸術鑑賞の催しを積極的に取り入れてください。
(平成29年度は、和太鼓・フルートコンサート・よさこい・人形劇などの催しがありました。)
- 遠足を続けてください。(科学センター・鉄道博物館・動物園・稲荷山・植物園など)
- 行事等は、競争を促すのではなく、子どものための発表会、個々の成長の発表となる形で行ってください。
- 保護者参加の行事は、仕事をしている保護者にはちょうどいい数だという意見が多くありました。現状を維持してください。(有休は子どもの体調不良で無くなってしまうので、行事をふやさないでほしい、乳児の間はあまり行事がない方がよい、という要望があります)

した。)

また、崇仁保育所の現状とは異なりますが、以下の要望もありました。

- 運動会は乳児もあると良い。(現在は幼児のみ、土曜日に実施)
- 卒園式は土曜日にしてほしい。(現在は平日)

【8. 給食・おやつ・食育について】

崇仁保育所では、所内で4名の調理師(幼児棟・乳児棟各2名)が調理した手作りの給食・おやつを提供し、産地表示をしています。おやつは大部分が手作りで、市販のおせんべいなどの日は果物と組みあわせて提供され、牛乳も付きます。給食とおやつは、毎日現物を玄関前にケース展示しており、保護者が毎日確認することができます。また、人気メニューのレシピを配布したり、保護者参観の際には保護者の試食も行っています。

また、園内で育てた野菜を調理したり、子どもが野菜の皮むきのお手伝いをしたり、調理師さんが目の前で調理するなどの食育も行っています。手作りのものは、どうやって作るのか、材料がどこから来るか、子ども達の食育にもつながります。

現状のような質や取り組みを維持してください。

- 現行のまま、月～土曜まで、手作りの給食・おやつ、園内調理でお願いします。外部委託はしないでください。
- 栄養士による献立作成を行い、月の献立を配布してください。
- 産地表示を行い、国産の食材を用いて、食材の産地にも配慮し、保護者に提示してください。保護者は、保育園を選ぶ際に、この点も考慮して選んでいます。
- メニューは季節感や彩りにも気を配り、子どもたちが給食やおやつを楽しみだと思えるようにしてください。
- 発達年齢に応じた食器の工夫(たちあがり皿・すべらないお盆など)の使用を継続して行ってください。
- 食べるペースや、スプーン・お箸への移行など、個々の発達に合わせて柔軟に対応してください。
- 幼児については、食事の支度、片付け、歯磨きが自力でできるように、指導しています。今後も継続して行ってください。
- 子どもの成長に大切な給食やおやつに関わる予算を削ることは絶対にやめてください。
- 現状のように、園庭で自分たちで野菜を育て、野菜の皮むきなどのお手伝いをするなど、食育を継続して行ってください。(オクラ・ピーマン・なす・にんじん・じゃがいも・ブロッコリーなどを育てています。)

- 調理師さんが子どもたちの目の前で簡単な調理をしてくださったり、大きなスイカを切っ
て見せたり、子どもたちにとっては貴重な機会です。継続して行ってください。
- やきいも、鍋パーティー、カレーパーティーなど、園庭で調理をしたり、自分たちで分
担して料理を作る行事は、現状通り続けてください。
- 保護者参観での給食の試食を継続して行ってください。
- 給食・おやつのおもてなしのケース展示、翌日の食材の現物展示は、子どもと保護者、子ども
同士のコミュニケーションの場になっています。継続して行ってください。
- 調理師による保護者への栄養指導のチラシ配布を継続してしてください。
- 乳児については、冷凍母乳やアレルギー対応ミルクを希望する場合、持ち込みを認めて
ください。

【9. 保育士とのコミュニケーションについて】

崇仁保育所では、担任以外の先生でも、皆さんが子どもたちの名前・顔や保護者の顔を
すべて覚えていて、声をかけてくれます。フリーの先生や、他クラスの先生に、子ども
の様子を教えて頂くことも多々あります。皆さんに見て頂いていることが感じられて、保護
者はとても安心できています。子どもの様子を見ても、先生や保育所に安心しているのが
分かり、しっかり子どもたちと向き合って保育してくださっているように思います。

保育士同士も、相談内容・連絡など、情報を共有しているのがわかる点でも安心できて
います。

保育の失敗を保護者や子どもに押しつけないコミュニケーションを望みます。

- 先生たちのちょっとした声かけ・態度・大人の会話等も子どもたちはよく見て聞いてい
ます。目を見てのあいさつや、丁寧な言葉遣いを心がけてください。
- 保育士同士が情報を共有し、皆さんで対応できるようにしてください。崇仁保育所では、
先生達の報告・連絡がしっかりとできていて、すぐに話が通じ、相談しやすく感じました。
- 今まで通り、保育士から保育園での子どもの様子を積極的に保護者に伝えるように心が
けてください。特に、乳児は毎日連絡ノートに担当保育士が記入をし、子どもの様子を伝
えてください。
- 保育士との連絡ノートは、必ず保護者が持ち帰りし、家庭で記入できるようにしてくだ
さい。
- 保護者の送迎は、必ず子どもの保育室まで行うものとし、保育園での子どもの様子を保
護者が確認したり、担当の保育士とコミュニケーションがとれるようにしてください。
- 子どもたちの「心のありよう」や「心の育ち」がわかるエピソードを積極的に話してく
ださい。「〇〇ができるようになりました」など外面的な描写にとどめないでください。

- クラス懇談会・保育参加・参観等は現在の回数を維持して開催してください。仕事の都合で欠席せざるを得ない保護者も、複数回あれば参加できることがあるので、その機会を減らすことのないようにしてください。
- 写真入りのクラスだよりを毎月発行してください。
- ケンカやケガなどトラブルが起こったときは、丁寧に報告してください。
- 問題が起きたときは、対処をオープンにし、必要なときには謝罪する保育が引き続き行われますよう、お願いいたします。

【10. 保育体制について】

崇仁保育所では、現在の受け入れ人数に対し、各クラス2～3名の担任をおいています。さらに、フリーの保育士8名を置き、担任以外の保育士も、子どもたち全員の名前や保護者の顔も覚えていて、保育所全体で子どもを見守り保育する体制が充実しています。また、若手・中堅・ベテランをバランス良く配置していて、保護者も安心して子どもを預けています。

また、個々の違いを尊重して子どもや保護者に向き合い、集団行動を強制するのではなく、一人一人のペースに合わせた保育を行っています。

アレルギーや持病、障害、外国籍など、さまざまな事情を抱えた家庭が、子どもを安心して預けることができるように、その都度、個々の状況に合わせて対応してくれています。このような個々の事情に柔軟に対応する体制を、必ず継続してください。多様な友達の存在は、子どもたちにとって互いの違いを知り、尊重しあう心を育む良い環境となっています。子ども間のトラブルは子ども自身が理解し納得できるような声かけを保育士が行っています。

このような体制を継続して維持してください。

- 保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人一人を主体として受け止め、主体としての心を育てることを大事にする保育「市営保育所 保育のガイドライン」参照）を遵守し、保育所運営を行ってください。
- ゆとりある保育を維持するため、受け入れ児童数を増やさないでください。
- 無理に集団活動に引きずり込むことのないよう、待てる保育のために、子どもに付き添う人員の確保をしてください。
- 保育士資格を持たない人を雇用するのはやめてください。正規雇用の保育士を配置し、安定した雇用状況で保育にあたってください。非正規雇用の保育士を導入する際も、正規雇用に登用するような人事制度を導入するなどして、正規雇用並のやる気や責任感が持てるような体制を作ってください。

- 保育士に無理な残業や持ち帰りを強いることが無いように工夫し、休日を十分に取得させてください。ゆとりをもって保育に携われるよう、職場労働環境を整えてください。
- 各クラスの保育士の配置は、現在と同じ人数配置にしてください。民間園では現在の市営保育所より保育士の配置が少ないのが現状ですが、年中・年長児の30人に保育士1人というような配置人数では、個々の違いを尊重した保育を行うのは無理です。絶対にやめてください。
- 保育所内の他クラスの子どもの名前も覚えてください。保育士全員が情報を共有し、クラスを越えた関わりをもって保育してください。
- 子どもたちと一緒に楽しんだり喜んだり、考えたり悩んだり、子どもたちの良いところを褒めたりして、子どもたちや保護者が保育士への安心感と信頼を抱けるような関係を築いてください。
- 保育士は定期的に市営保育士向けの研修を受けてください。特に障害児保育については、同じカリキュラムで受け続けてください。様々な事情を持った世帯の子どもに対し、保育士全員が正しい知識を持って対応できるように努め、偏った知識に固執した保育にならないように、保育士のスキル・経験・心構えを研修で学ばせて、整えてください。

【11. 健康管理・安全管理について】

崇仁保育所では、眼科・歯科・耳鼻科などの検診や、身体測定・視力検査、歯科衛生士指導などを行っています。また、地震・火事などの避難訓練を月1回行っています。これらを継続してください。

- 子どもたちの避難訓練を月1回必ず行ってください。広域避難場所への避難シミュレーションの散歩も定期的に行ってください。
- 救急救命講習を全職員受講してください。また、事故やケガに対する安全対策や保育所内の衛生管理を徹底し、保育所内に幼児用のAEDを設置してください。

【12. 一時保育について】

保育所に入れなくても、一時保育に救われている保護者がたくさんいます。保育所は、働く親のためだけのものではなく、育児に悩みを抱く保護者、支援を必要とする世帯にとって大変貴重な場所です。入所児童と同じく専属の保育士を配置し、利用者に寄り添った一時保育を行ってください。

これまでの崇仁保育所と同等の受け入れを維持してください。

【13. 保育時間・土曜保育・延長保育について】

これまでの崇仁保育所の受け入れ体制を継続してください。現状通りの延長保育が無いと、仕事が続けられません。(月～土、7:00～19:00)

- 土曜保育・延長保育を変わらず行い、保育時間を変えないでください。延長保育は必ず19:00まで行ってください。土曜や延長時も常勤の保育士を必ず配置してください。
- 移転によって京都駅から遠くなるため、迎えに間に合わなくなります。崇仁保育所の在籍児童が卒園するまでは、移転の経緯をふまえ、19:15までをご検討ください。

【14. 保護者会について】

崇仁保育所には「育成会」という保護者会があります。

保護者会を残し、保護者会総会や現状の各種活動を継続させてください。また、保護者会活動の際は、現状のように、保育所のホールなどの施設を使用させてください。

(※民間移管後、保護者会を無くされた保育所もあるようです)

- 定期的に保育所と保護者会が話し合う時間を設け、保護者の要望に対して柔軟に対応してください。
- 新しいことを導入したり、保育内容を変更する際には、必ず事前に保護者に提示・相談を行い、三者協議会での検討の後、保護者の同意の上、実行してください。
- 保護者会総会や保育所からの保育時間外の説明会においては、現状通り全ての世帯が参加できる体制を保てるよう、開催時間帯(17:00～19:00頃)の保育受け入れを行ってください。

【15. 共同保育・引き継ぎについて】

移管の引き継ぎにあたる場合は、子どもたちに不安や戸惑いを生じさせないことが最重要です。市と法人の保育士が溝をつくることなく、信頼関係を築き、円満な引き継ぎを行ってください。子どもとの信頼関係そのものを引き継いでください。

- この保護者のページを、崇仁保育所・移管後の園で勤務することになる職員全員に読んでもらい、私たち保護者の「切実な願い」を理解してもらってください。
- 引き継ぎのスケジュールや内容については、必ず保護者会に開示し、意見を取り入れな

がら進めてください。

- 現在の保育士や調理師の経験年数や人数、勤務体制について明確にし、同様の条件で引き継いでください。
- 京都市が指定する引き継ぎ期間において、京都市が指定する職員を配置してください。
- 引き継ぎ・共同保育に参加した法人の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事させてください。
- 引き継ぎ・共同保育にあたっては、移管日の前日までの崇仁保育所の勤務シフトに準じた引き継ぎ・共同保育体制を確保してください。
- 移管後3年以内に法人の保育士の10%以上が退職するような事態になった場合、その原因を明らかにするとともに、その後の対応方法を三者協議会において検討してください。
- 移管日の前日までに在籍している全児童が卒園した後であっても、基本事項の内容の変更にあたっては、保護者と協議の上、過半数の保護者の同意を得てください。
- 1年間の引き継ぎ期間を四半期に分け、それぞれの期間でどの保育がよかったか、保護者に評価させてください。その評価結果を次の四半期には改善できるよう、具体的に引き継ぎの育成プランを立ててください。
- 先生方に不安やとまどいがあれば、子どもは敏感に感じ取ります。市・法人関係なく、双方の保育士が対等な関係で子どもに向かい合い、子どもにとって最善の方法を選択できるようにしてください。
- 移管後に派遣される市の保育士と子どもの繋がりを無理に離すなどの関係性の破壊はやめてください。時間をかけて新しい保育士に慣れるような計画を立ててください。
- 保育士同士の事務的な引き継ぎではなく、一人一人の子どもと新旧の保育士が共に関わり、子どもとの信頼関係そのものを引き継いでください。

【16. 保護者との対話】

保護者との対話を大切にしてください。民間移管の発表後、京都市の説明や対応に振り回されてきた保護者は、大きな不安や不満を抱えています。その経緯を理解し、保護者の気持ちに寄り添い、保護者の不安が少しでも安らぐように、配慮してください。

以下、京都市に対する保護者の不満・不安の声です。

- もっと保護者の意見をきいてください。保護者の声、子どもの心が大切なのに。
- とにかく信用できません。不安ばかりです。
- 京都市は自分たちのやり方が正しいと思いき。もっと今一番大事なことを考え直すべき。
- 役所対応がマニュアル通りや冷たい言い方だと、反感しかもてない。

- 財政難という理由だけで、民間移管する考え方が未だに納得いきません。将来を担う子どもたちにとって、デメリットが多すぎる気がします。今後も民営化は進んでいくのでしょうか？
- 自分の子どもを預けていると思って考えて欲しい。子どもの立場になって考えてほしいです。
- 期待はしていない。
- 民営化と決めた上で、話をすすめないでほしい。
- 民営化の話聞いたときから不安がいっぱいだったが、時期が先送りになったり、はっきり決まらない点があるなど、さらに不安になっていくばかりです。
- 移管重視の考え方を改めてほしい。
- 保育が営利目的になるのは良くないと思います。
- 配布されている資料を読んでも、保護者の意見をきいているようには思えない。市の考え方を一方的に伝えているだけに感じる。もっと保護者の意見に耳を傾けてもよいのでは。
- 移転・民営化は京都市の都合で、保護者と児童は振り回されるのだから、もっと丁寧に対応してほしい。
- 残念としか言いようがない。財政難を理由にするが、黒字になるように対策してください。しかも、民営化ありきの話なら、反対されるのは必須。なぜ、ご理解くださいと歩みよる姿勢がなかったのか？話がこじれるばかり。その場その場で適当な回答をするのはやめていただきたい。
- 現在の保育所に比べ、移転予定地の面積は極端に狭いのに、「駐車場は今と同程度 10 台分くらい確保します」と言ってしまう京都市のいい加減さが信用できない。園庭の確保も難しいのに、その場しのぎの回答をしているようにしか聞こえない。
- 何度か説明会を開いていても、仕事で出席できない保護者の不安もある。毎回分厚い報告書だけ渡されても困る。
- 選定部会の人たちは、本当に専門的な人たちなのか？財政的なことだけでなく、子どもへの影響など理解しているのか？保育について専門的な知識があるのか。

障害児保育実数の推移

	市営	民営	合計
平成26年度	280	1,228	1,508
平成27年度	357	1,260	1,617
平成28年度	390	1,336	1,726
増加数(2年分)	110	108	218
			単位:人